

単品スライド条項運用基準

花巻市営建設工事請負契約書別記第25条第5項（以下「単品スライド条項」という。）の規定については、以下に定める事項により運用するものとする。

1. 主要な工事材料

単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他の工事材料をいい、発注者・受注者間の協議に基づき決定する。

2. 適用対象工事

- (1) 単品スライド条項は、主要な工事材料の品目ごとに次式により算定した当該工事に係る各変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものについて適用することができる。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = | M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}} |$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = | M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}} |$$

$$\text{変動額}_{\text{材料}} = | M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}} |$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}、M_{\text{油}}^{\text{当初}}、M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times$$

$$(1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}、M_{\text{油}}^{\text{変更}}、M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times$$

$$(1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}、M_{\text{油}}^{\text{当初}}、M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$ ：価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}、M_{\text{油}}^{\text{変更}}、M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ ：価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

p ：設計時点における鋼材類、燃料油又はその他の工事材料の単価

p' ：4.の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他の工事材料の単価

D ：5.の規定に基づき算定した鋼材類、燃料油又はその他の工事材料の数量

k ：請負率

- (2) 請負代金の部分払をした工事における(1)に規定する「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の花巻市営建設工事請負契約書別記第37条第3項に規定する通知の書面において、7.の規定により、発注者又は受注者の求めに応じ、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合にあっては、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

3. スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、2.(1)の規定により単品スライド条項の適用対象となった主要な工事材料に該当する各工事材料（以下「対象材料」という。）

の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$S_{\text{減額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

$S_{\text{増額}}$ ：スライド額（増額変更の場合）

$S_{\text{減額}}$ ：スライド額（減額変更の場合）

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{当初}}$ 、 $M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$ 、 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ ：2. (1)と同じ

P ：2. に規定する請負代金額

- (2) 受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料の品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。
- (3) 実際の購入金額が(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、6. (1)に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。
- (4) (2)及び(3)の「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。
- ① 6. の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が5. に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料についての実際の購入金額
 - ② 6. の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が5. に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額
 - ③ 燃料油について、6. (5)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5. に規定する対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、4. (1)②口の平均価格を乗じて得た金額
- (5) スライド額の算定は、対象材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

4. 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

① 鋼材類及びその他工事材料

対象材料を現場に搬入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格)とする。ただし、減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者

が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。

② 燃料油

イ 対象材料を購入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格)とする。

ロ 対象材料のうち、6.(5)の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても5.の対象数量とすることとした場合、又は減額変更する場合で発注者が有する情報では購入月ごとの購入数量が判断できない場合にあっては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1)①及び②イに規定する各対象材料の搬入又は購入(以下「搬入等」という。)の月及び数量は、花巻市営建設工事請負契約書別記第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

5. 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量(D)(以下「対象数量」という。)は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

- ① 設計図書(営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。)に記載された数量があるときは、当該数量
- ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量
- ③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量
- ④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの(運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。)にあつては、当該運搬に要する燃料油の数量で客観的に確認できるもの

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、7.に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

6. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は受注者との協議

(1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したとき又は発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(2) 増額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

- (3) 減額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- (4) (1)の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。
- (5) (1)の規定にかかわらず、燃料油については、当該対象材料を実際に購入した際の数量、単価、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても5.の対象数量とすることができる。

7. 部分払時の取扱い

花巻市営建設工事請負契約書別記第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

8. 部分引渡し

花巻市営建設工事請負契約書別記第38条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事については、単品スライド条項を適用することができない。

9. 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができるものとする。
- (2) (1)に規定する請求が受注者からあったとき又は発注者が請求を行ったときは、7日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。
- (4) (2)の場合において、花巻市営建設工事請負契約書別記第25条第8項に基づき、発注者は受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」とあるのは「原則工期末から45日前の日」と読み替えるものとする。

10. 全体スライドを行う場合の特則

花巻市営建設工事請負契約書別記第25条第1項から第4項までの規定（以下「全体スラ

イド条項」という。)を適用して請負代金額を変更した契約については、2.(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価(花巻市営建設工事請負契約書別記第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」と、3.(1)中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から花巻市営建設工事請負契約書別記第25条第3項の変動後残工事代金額を控除した額(同項の基準の日以降については、0とする。)」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この運用基準は、平成20年7月1日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成20年9月30日以前である工事に係る8.(1)の規定の適用については、「当該申出の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ、平成20年8月29日まで」とする。

附 則

- 1 この運用基準は、令和4年12月13日から施行する。
- 2 この施行前に既に協議が開始していた工事については、なお従前の例による。

様式 1 (請負者作成)

令和 年 月 日

様

請負者 住所
名称又は商号
代表者名

工事請負契約書別記第 2 5 条第 5 項に基づく請負代金額の変更請求について

下記請負契約について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、契約書別記第 2 5 条第 5 項に基づき請負代金額の変更を下記の通り請求します。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 契 約 年 月 日

4. 請 負 代 金 額

5. 工 期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

6. 請求する主要資材名 【請求する工事材料を具体的に記載】

7. 変更請求概算額

※請求の際には、変更請求概算額およびその概算額計算書を作成し、提出すること。

なお、今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。

請負代金額変更請求額概算計算書

様

請負者 住所
 名称又は商号
 代表者名

工事請負契約書別記第2 5 条第5 項に基づく 請負代金額の変更請求額の概算内訳は、下記のとおり です。

工 事 名 :

記

品 目	規 格	単 位	数 量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差 額	備 考
記載例										
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年〇月	〇〇〇, 〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年〇月	〇〇〇, 〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年△月	〇〇〇, 〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年△月	〇〇〇, 〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年△月 計
○鋼 計	○	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計					〇, 〇〇〇, 〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	R 〇年△月	〇〇, 〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	R 〇年△月	〇〇, 〇〇〇	
			〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇〇, 〇〇〇		〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年△月 計
□油 計	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇		〇〇, 〇〇〇	□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	R 〇年□月	〇〇, 〇〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	R 〇年□月	〇〇, 〇〇〇	
			〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇〇, 〇〇〇		〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年□月 計
△油 計	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇		〇〇, 〇〇〇	△油合計
燃料油 合計					〇, 〇〇〇, 〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
変動額									〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
単品スライド 請求額									〇, 〇〇〇, 〇〇〇	

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
 証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド 請求額を算出する 計算過程を、別紙に記載すること。
4. 詳細に数量計算が出来る場合は、様式-3 を用いてもよい。

様式 2 (発注者作成)

〇〇〇 第 〇〇〇号
令和 年 月 日

請負者

様

花巻市長 上 田 東 一

花巻市営建設工事請負契約書別記第 2 5 条第 8 項に基づく協議の開始の日
について (通知)

令和 年 月 日付で請負代金額の変更の請求のあったことについて、協議開始の日
を下記のとおり定めたので通知します。

なお、協議開始日に監督職員に必要書類を提出してください。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 契 約 年 月 日

4. 請 負 代 金 額

5. 工 期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

6. スライド額協議開始日 令和 年 月 日

(参考) 請求者からの請求日から 7 日以降に工期延長を想定している場合は、「工期末
の 4 5 日前」と記載する。

請負代金額変更請求額額計算書

様

請負者
代表者

住所
氏名

令和 年 月 日付け〇〇〇 第 〇〇〇号で通知のあった下記工事について、工事請負契約書別記第2
5条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 :

記

品 目	規 格	単 位	数 量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差 額	備 考
記載例										
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年〇月	〇〇〇, 〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年〇月	〇〇〇, 〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年△月	〇〇〇, 〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年△月	〇〇〇, 〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年△月 計
○鋼 計	○	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計					〇, 〇〇〇, 〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	R 〇年△月	〇〇, 〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	R 〇年△月	〇〇, 〇〇〇	
			〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇〇, 〇〇〇		〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年△月 計
□油 計	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇		〇〇, 〇〇〇	□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	R 〇年□月	〇〇, 〇〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	R 〇年□月	〇〇, 〇〇〇	
			〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇〇, 〇〇〇		〇〇〇, 〇〇〇	R 〇年□月 計
△油 計	○	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇		〇〇, 〇〇〇	△油合計
燃料油 合計					〇, 〇〇〇, 〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
変動額									〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
単品スライド 請求額									〇, 〇〇〇, 〇〇〇	

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合や購入先が異なる場合は、区分するものとする。
- 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

請負代金額の変更の対象材料計算総括表

様

請負者 住所
名称又は商号
代表者名

令和 年 月 日付け〇〇〇 第 〇〇〇号で通知のあった下記工事について、請負金額の変更請求に必要な、実際に購入した各材料の価格等を証明する資料を下記のとおり提出します。

工 事 名 :

記

品 目	規 格	単 位	数 量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した 建設機械名	使用目的	証明 の有無	備 考
記載例											
軽油	1.2号	L	5,000	90	450,000	〇〇石油	R4年□ 月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1.2号	L	10,000	100	1,000,000	〇〇石油	R4年□ 月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1.2号	L	15,000	100	1,500,000	〇〇石油	R4年□ 月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1.2号	L	14,000	100	1,400,000	〇〇石油	R4年□ 月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1.2号	L	5,000	110	550,000	〇〇石油	R4年□ 月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1.2号	L	1,000	100	100,000	〇〇石油	R4年□ 月		現場内重機	有	別添〇〇
購入数量(証明済み) 合計			50,000								
軽油	1.2号	L	2,000		0	〇〇石油	R4年□ 月	ダンプ	現場~〇〇 地先(流用 先) 運搬	無	別添〇〇
軽油	1.2号	L	2,000		0	〇〇石油	R4年□ 月	ダンプ	現場~〇〇 地先(流用 先) 運搬	無	別添〇〇
軽油	1.2号	L	1,000		0	〇〇石油	R4年□ 月	ダンプ	現場~〇〇 地先(流用 先) 運搬	無	別添〇〇
購入数量(未証明) 合計			5,000								

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等) を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合や購入先が異なる場合は、区分するものとする。
また、当該品目が同一年月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督職員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう 要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

現着単価で設定されている各種資材総括表

様

請負者 住所
名称又は商号
代表者名

令和 年 月 日付け〇〇〇 第 〇〇〇号で通知のあった下記工事について、請負金額の変更請求に必要な、現着単価で設定されている各種資材の運搬に要した燃料類の対象数量及び単価を証明する資料を下記の工事名：

記

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元	購入年月	運搬費のうち燃料代							
								品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	
記載例															
再生骨材	40mm	m ³	3,000	2,000	6,000,000	〇〇〇 碎石	R4年 〇月	軽油	1.2号	L	700	90	63,000	〇〇石油	
								軽油	1.2号	L	300	90	27,000	〇〇石油	
再生骨材	40mm	m ³	4,000	2,000	8,000,000	〇〇〇 碎石	R4年 〇月	軽油	1.2号	L	500	100	50,000	〇〇石油	
								軽油	1.2号	L	1,000	100	100,000	〇〇石油	

- (注)
1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
 2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合や購入先が異なる場合は、区分するものとする。
また、当該品目が同一年月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督職員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう 要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

建設機械等の運搬金額計算総括表

様

請負者 住所
名称又は商号
代表者名

令和 年 月 日付け〇〇〇 第 〇〇〇号で通知のあった下記工事について、共通仮設費に含まれる建設機械等(建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した油脂類の対象数量及び単価を証明する資料を下記のとおり
工 事 名 :

記

1. 建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表

記載例

建設機械名・規格		路面切削機		機械搬入所在地		〇〇市		現場所在地		〇〇市		機械搬出場所		〇〇市		
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬距離 (km)	積載重量 (t)	基本運賃	×	特大型	+	悪路	+	深夜 早朝	+	冬季 割増)	地区割 増・その他	=	合計
	(t積)				(1+)											
セミトレーラ	30	110	29	81,000	×	0.7	+	0	+	0	+	0)	1,880	=	139,580
					×		+		+		+)		=	
					×		+		+		+)		=	
					×		+		+		+)		=	

2. 重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表

記載例

建設機械名・規格		ブルドーザ 2t吸		機械搬入所在地		〇〇市		現場所在地		〇〇市		機械搬出場所		〇〇市		
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬距離 (km)	積載重量 (t)	基本運賃	×	特大型	+	悪路	+	深夜 早朝	+	冬季 割増)	地区割 増・その他	=	合計
	(t積)				(1+)											
セミトレーラ	20	50	19	42,000	×	0.7	+	0	+	0	+	0)	1,355	=	72,755
トラック	4	50	3		×	0.6	+	0	+	0	+	0)	650	=	30,250
					×		+		+		+)		=	
					×		+		+		+)		=	103,005
					×		+		+		+)	合計往復	=	206,010

3. 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬にかかる運搬金額計算総括表

記載例

仮設材				機械搬入所在地		〇〇市		現場所在地		〇〇市		機械搬出場所		〇〇市	
運搬車両				運賃											
機械名	規格	運搬距離 (km)	台数 (台)	数量(t)	×	基本 運賃(t)	×	深夜 早朝	+	冬季 割増)	その他	=	合計	
	(t積)				(1+)		(1+)								(1+)
セミトレーラ	20	90	5	H形鋼(12m以内)	95	×	4,000	×	0	+	0)	0	=	380,000
						×		×		+)		=	
						×		×		+)		=	
						×		×		+)		=	

(注)

- とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
監督職員から追加資料の要求がある場合がある。

様式 4 (発注者作成)

工事請負契約書別記第25条第5項の対象材料内訳表

品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

変更事項

契約書別記第25条第5項の規定に基づく工事材料の価格による変更材料は上記のとおりであり、このことによる変更金額は _____ 円とする。

スライド額が請負代金額の1%を超えない場合に限り本様式を使用する。

様式4（発注者作成）

〇〇〇 第 〇〇〇号
令和 年 月 日

請負者

様

花巻市長 上 田 東 一

花巻市営建設工事請負契約書別記第25条第5項に基づく請負代金額の変更について

(通知)

令和 年 月 日付で請求のあった標記について、花巻市営建設工事請負契約書別記第25条第7項に基づき、下記のとおり協議します。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. スライド変更可否 スライドの適用が認められない

4. 理 由 スライド額が請負代金額の1%を超えないため

ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	
最終請負代金額 (消費税相当額含む)	
最終設計額 (消費税相当額含む)	
工 期	自) 令和 年 月 日 至) 令和 年 月 日
スライド金額(S)	
うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額	

〇〇〇〇工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①スライド前請負代金額 (消費税額含む)	
②既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	
③スライド対象請負金額(①-②) (消費税相当額含む)	
④($M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}$) (消費税含む・落札率考慮)	
⑤($M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}$) (消費税含む・落札率考慮)	
⑥($M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{当初}$) (消費税含む・落札率考慮)	

1)スライド額(S)

$$S = \{ (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) + (M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{当初}) - P \times 1/100 \}$$

$$= ④ + ⑤ + ⑥ - ③ \times 1/100 = \boxed{}$$

$$M_{鋼}^{当初}、M_{油}^{当初}、M_{材料}^{当初} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 110 / 100$$

$$M_{鋼}^{変更}、M_{油}^{変更}、M_{材料}^{変更} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 110 / 100$$

$M_{鋼}^{変更}、M_{油}^{変更}、M_{材料}^{変更}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な
工事材料の金額

$M_{鋼}^{当初}、M_{油}^{当初}、M_{材料}^{当初}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な
工事材料の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

2)スライド金額(S') = スライド額S × 100 / 110 =
(万円未満切り捨て)

3)消費税相当額 = スライド額(S) × 0.1 =

4)スライド額(S) = スライド額(S') + 消費税相当額 =